

株式会社高島屋
代表取締役社長 鈴木 弘治 様
阪急不動産株式会社
代表取締役社長 島田 隆史 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成22年10月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高島屋京都店
京都市下京区四条河原町西入真町52番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

平成13年から河原町通の来店客による駐車待ち車両の解消に向けた継続的な取組を求めてきたところであり、今回の変更により店舗周辺の駐車場は自営駐車場が主たる駐車場になることから、「歩くまち・京都」の実現に向けたより積極的な取組として、公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制に加えて、駐車場需要の分散化に向けた隔地駐車場の利用促進や、交通誘導の強化による入庫待ち車両の解消といった取組を実施することが望まれるとともに、今後の取組について定期的な状況報告が望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、東側が午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日19,502台、休日18,639台（平成17年度道路交通センサス、観測地点番号4022、下京区河原町高辻上ル富永町）である府道下鴨京都停車線（河原町通）に面するとともに、北側が同交通量が平日12,937台、休日12,926台（平成17年度道路交通センサス、観測地点番号5023、下京区四条通堺町西入る立売中之町）である府道嵐山祇園線（四条通）に面しており、四条通地区地区計画区域及び都市計画上の商業地域に立地している。

立地地域は、北側及び東側に道路を隔てて商業施設が、南側及び西側に駐車場、住宅、寺院などが立地している。

当該商業施設については、隔地契約駐車場を含めて988台の駐車場収容台数を確保しているが、店舗面積の増床に係る平成13年7月30日の自主的対応策では、自営駐車場の入り待ち渋滞の解消、契約駐車場を確保することによる駐車場の分散化、公共交通機関の利用促進策が掲げられている。

今回の変更は、契約駐車場であった稲荷町パーキングの契約解除に伴い、既存の自営及び契約駐車場の台数見直しと、2箇所の新規契約駐車場の確保によるものであり、すでに平成22年9月1日から運用を開始しているため、駐車場の自動車の出入口の増と位置の変更は実施されている。

なお、届出のうち駐車場の位置の変更については、法第6条第4項のただし書きによる軽微認定を行っている。

2 説明会の状況

駐車場利用に関する混乱を回避するとともに、変更内容を迅速かつ広く周知するため、新聞広告や周知ビラを通じて来店客に知らせることが望ましいと判断し、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第1項に基づき説明会不要認定を行った。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、契約駐車場の契約解除に伴う台数減を、駐車場の分散確保を図ることを目標として、従前と同数の収容台数を確保するものであり、駐車場の自動車の出入口の増及び位置の変更については、平成22年9月1日から既に実施している。

設置者は、既存及び新規の隔地駐車場により、契約解除に伴う不足の大部分を確保するとともに、自営駐車場の台数増もあることから、駐車場利用料金の見直しによる駐車場利用の抑制と駐輪場の再整備を通じた自動車利用からのシフトを図るとともに、公共交通機関利用促進のため、様々なキャンペーンを実施して自動車利用による渋滞の緩和に資する取組を進めている。同時に河原町通及び駐車場周辺においても平成22年9月から断続的に交通整備員の増強を図るとともに、監視カメラの設置を含めた管制センターの機能強化を通じて機動的な交通誘導に努めるとしている。

今回の届出内容を検討した結果、現状及び予測から来客用駐車場の周辺地域の生活環境を悪化させるおそれは少ないと判断される。

その一方で、平成13年から河原町通の来店客による駐車待ち車両の解消に向けた継続的な取組を求めてきたところであり、今回の変更により店舗周辺の駐車場は自営駐車場が主たる駐車場になることから、「歩くまち・京都」の実現に向けたより積極的な取組として、公共交通機関の一層の利用促進による自動車利用の抑制に加えて、駐車場需要の分散化に向けた隔地駐車場の利用促進や、交通誘導の強化による入庫待ち車両の解消といった取組を実施することが望まれるとともに、今後の取組について定期的な状況報告が望まれる。